

令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程

2025年6月20日

（目的）

第1条 この規程は、令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付要綱（20250328 財保第2号。以下「交付要綱」という。）第24条第1項の規定に基づき、株式会社日本能率協会コンサルティング（以下「JMAC」という。）が行う「令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）（以下「補助金」という。）」の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 JMACが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年 法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、交付要綱及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第3条 JMACは、「スマート保安実証事業（以下、「間接補助事業」という。）」について、JMACより交付決定を受け間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてJMACが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 間接補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書にJMACが定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、JMACに提出しなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額

のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 5 条 間接補助事業者は、前条の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく申請の取下げ、第 11 条第 1 項の規定に基づく計画変更の申請、第 14 条の規定に基づく事故の報告、第 15 条の規定に基づく状況報告、第 16 条第 1 項の規定に基づく実績報告、第 19 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 20 条第 1 項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第 25 条第 3 項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、JMAC が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 6 条 JMAC は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第 1 項の規定に基づく通知、第 11 条第 1 項の規定に基づく承認、第 14 条の規定に基づく指示、第 15 条の規定に基づく要求、第 18 条第 1 項の規定に基づく通知、同条第 3 項の規定に基づく返還命令、同条第 6 項の規定に基づく納付命令（第 20 条第 3 項及び第 21 条第 6 項の規定において準用する場合を含む。）、第 20 条第 2 項の規定に基づく返還命令、第 21 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第 4 項の規定に基づく返還命令、同条第 5 項の規定に基づく納付命令、第 24 条第 4 項の規定に基づく納付命令（第 25 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）又は第 25 条第 3 項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

（交付決定の通知）

第 7 条 JMAC は、第 4 条第 1 項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第 2による補助金交付決定通知書を間接補助事業者に送付するものとする。この場合において、JMAC は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うことができる。

2 前条の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行う

までに通常要すべき標準的な期間は、原則 30 日とする。

- 3 JMAC は、第 4 条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 JMAC は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 5 JMAC は、審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 JMAC は、前条第 1 項の規定に基づく補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた間接補助事業者に対し、次の各号に掲げる条件のほか、必要に応じ、その他の条件を付することができるものとする。

- (1) 間接補助事業者は、適正化法、施行令、交付要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うこと。
- (2) 間接補助事業者は、JMAC が間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、JMAC の指示に従うこと。
- (3) 間接補助事業者は、JMAC が間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (4) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、JMAC 又は経済産業省の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すること。

(申請の取下げ)

第 9 条 間接補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に様式第 3による交付申請取下げ届出書をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第 10 条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 間接補助事業者は、補助金交付に関する一連の通知、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、善良な管理者の注意をもって保管し、JMACの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第11条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書をJMACに提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - （2）間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - （イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - （3）間接補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - （4）間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 JMACは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。
- 3 JMACは前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（契約等）

- 第12条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、JMACに届け出なければならない。
- 3 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当

たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、ＪＭＡＣの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 ＪＭＡＣは、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者はＪＭＡＣから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第13条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をＪＭＡＣの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 ＪＭＡＣが第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者がＪＭＡＣに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、ＪＭＡＣは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者がＪＭＡＣに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) ＪＭＡＣは、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) ＪＭＡＣは、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り

受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、JMACが行う弁済の効力は、JMACが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第14条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による事故報告書をJMACに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、JMACの要求があったときは速やかに様式第6による状況報告書をJMACに提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又はJMACが定めた日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書をJMACに提出しなければならない。

- 2 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、JMACは期限について猶予することができる。
- 3 間接補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(間接補助事業の承継)

第17条 JMACは、間接補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により間接補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該間接補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による間接補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の間接補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第18条 JMACは、第16条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額とする。なお、その額が、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額を超える場合、JMACは対応する区分ごとに交付決定された補助金の額を上限として、予算の範囲内で額を確定する。ただし、第11条第1項の規定に基づき補助金額の変更がなされた場合の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに変更された補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

3 JMACは、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

4 JMACは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 JMACは、間接補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第9により報告させるものとする。

6 第4項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第19条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算（概算）払請求書をJMACに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 間接補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金

に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 1 2により速やかに J M A C に報告しなければならない。

- 2 J M A C は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第 1 8 条第 6 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第 2 1 条 J M A C は、第 1 1 条第 1 項第 4 号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 間接補助事業者が、法令又は本規程に基づく J M A C の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 間接補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 前項の規定は、第 1 8 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 J M A C は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。
- 4 J M A C は、第 1 項に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 5 J M A C は、第 1 項第 1 号から第 3 号又は第 5 号の規定による取り消しをした場合において、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 第 1 8 条第 4 項から第 6 項までの規定は、第 4 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第 1 8 条第 5 項中様式第 9とあるのは、様式第 1 1と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第22条 JMACは、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 JMACは、加算金を徴収する場合において、間接補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 JMACは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に適用する。

(財産の管理等)

第24条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に 様式第14による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 JMACは、間接補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部をJMACに納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年

大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による申請書をJMACに提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第26条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報(間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は間接補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、JMACが別に定める。

附 則

この規程は、2025年6月20日から施行する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表)

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
スマート保安実証支援事業 費補助金（技術実証支援）	事業費	ガス、電力、コンビナート等の産業インフラについて、スマート保安機器のサプライヤー(ITベンダー等)と連携して、遠隔監視・制御、AIによる設備点検作業の自動化などスマート保安技術の実証を行う間接補助事業者の費用の一部を補助するために要する経費	定額 ※間接補助事業者への助成については、間接補助対象経費のうち、2/3（中小企業※1・地方公共団体（公営水力））又は1/2（中堅企業※2）

※1 別表中の中小企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に基づく中小企業者とする。

※2 別表中の中堅企業は会社又は個人であって、下記①、②の要件を満たす者であること。

①上記の中小企業に該当しないこと。

②従業員数（常勤）が2,000人以下であること。

(様式第 1)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）
交付申請書

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援） 交付規程（以下、「交付規程」という。）第 4 条に基づき上記補助金の交付を下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

- 1. 間接補助事業の名称
- 2. 間接補助事業の目的及び内容
- 3. 間接補助事業の開始及び完了予定日
- 4. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金交付申請額、およびその配分額
(単位:円)

補助対象経費 の区分	間接補助事業に要 する経費	補助対象経費 の額	補助率	補助金交付申 請額
事業費				
合計				

(注 1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- (1) 申請者が申請者以外の者と共同して間接補助事業を行おうとする場合にあって当該事業に係る協定書の写し
- (2) 申請者の役員等名簿（別添）
- (3) その他 J M A C が指示する書面

(注 2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(別添)

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレンジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第 2)

年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

株式会社 日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）
交付決定通知書

年 月 日をもって申請のありました上記補助金については、令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援） 交付規程（以下「交付規程」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のありました令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援） 交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

（単位:円）

補助対象経費 の区分	間接補助事業に要 する経費	補助対象経費 の額	補助率	補助金の額
事業費				
合計				

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実績額に補助率を乗じて得た額とします。なお、その額が、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額を超える場合、JMAC は 対応する区分ごとに交付決定された補助金の額を上限として、予算の範囲内で額を確定します。ただし、第 11 条第 1 項の規定に基づき補助金額の変更がなされた場合の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された実績額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに変更された補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

4. 間接補助事業者は、以下の交付条件に従って間接補助事業を実施しなければなりません。

(1) 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付要綱（20250328 財保第2号）、交付規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって間接補助事業を行うこと。

(2) 間接補助事業者は、JMACが間接補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る間接補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、JMACの指示に従うこと。

(3) 間接補助事業者は、JMACが間接補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(4) 間接補助事業者は、間接補助事業終了後、JMAC又は経済産業省の指示に従い、間接補助事業の効果等を報告すること。また、報告内容の一部が企業秘密に配慮したうえで公開されることを了承すること。

5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規定の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第3)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

交付申請取下げ届出書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る交付申請は、下記のとおり取り下げることにしたので、令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(様式第4)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）
計画変更（等）承認申請書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業を下記のとおり変更したいので、令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第1条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
6. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第 5)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング

代表取締役社長 殿

申請者

住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

事故報告書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業の事故について、
令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第 1 4 条の規定に基づき、下記 のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 事故の原因および内容

3. 事故に係る金額 金 円

4. 事故に対して採った措置

5. 事故が間接補助事業に及ぼす影響

6. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第 6)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング

代表取締役社長 殿

申請者

住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

状況報告書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業の実施の状況について、令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 間接補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第 7)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング

代表取締役社長 殿

申請者

住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

実績報告書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業が完了しましたので、令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程（以下「交付規程」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

(1) 間接補助事業の名称

(2) 間接補助事業の内容

(3) 重点的に実施した事項

(4) 間接補助事業の効果

2. 間接補助事業の収支決算

(1) 収入

(単位:円)

項 目	金 額
自己資金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 支出

(単位:円)

区分	間接補助事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交付 決定額	流用後 交付 決定額	実績額
事業 費									
合計									

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第24条第3項の規定に基づき、様式第14による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(様式第 8)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング

代表取締役社長 殿

申請者

住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

間接補助事業承継承認申請書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業の地位を承継し、当該間接 補助事業を継続して実施したいので、令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支 援）交付規程第 1 7 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧間接補助事業者名
2. 間接補助事業の地位の承継理由
3. 間接補助事業の名称
4. 間接補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第9)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング

代表取締役社長 殿

申請者

住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

間接補助事業承継承認申請書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、令和7年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第18条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称

2. 補助金確定通知額及び年月日

3. 既に交付を受けている補助金の額 金 円

4. 返還を請求された金額及び年月日

5. 返還すべき金額及び年月日

6. 返還した金額及び年月日

(1) 返還金 金 円

(2) 延滞金 金 円

7. 延滞金の算出根拠

8. 未返還金額

(1) 返還金 金 円

(2) 延滞金 金 円

(様式第 10)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング

代表取締役社長 殿

申請者

住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

精算（概算）払請求書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金について、令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
3. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
5. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第 1 1)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）
返還報告書（取消しに係るもの）

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業について、令和 7 年度スマー ト保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第 2 1 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額 金 円
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
- (1) 返還金 金 円

(2) 加算金 金 円

(3) 延滞金 金 円
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
- (1) 返還金 金 円

(2) 加算金 金 円

(3) 延滞金 金 円

(様式第 12)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング
代表取締役社長 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規定第 20 条第 1 項の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規定第 18 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（第 3 項から第 2 項を減ずる） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第13)

取得財產等管理台帳

[illegible]

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 1 号から 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 25 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第14)

取得財産等管理明細表（年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 1 号から 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 25 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 15)

年 月 日

株式会社 日本能率協会コンサルティング

代表取締役社長 殿

申請者

住所

氏名 法人にあっては名称

及び代表者の氏名

令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）

財産処分承認申請書

年 月 日をもって交付決定のあった上記補助金に係る間接補助事業について、令和 7 年度スマート保安実証支援事業費補助金（技術実証支援）交付規程第 25 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 間接補助事業の名称
2. 処分しようとする財産及びその理由（別紙）
3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）
4. 処分の条件

（注）売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。